

三条市美術展開催要綱

(目的)

第1条 市民の美術に対する関心を高めるとともに、美術活動の促進及び水準の向上並びに発表機会の充実を図り、もって「文化のかおるまち」づくりの一助とするため、三条市美術展（略称「市展」。以下、「市展」という。）を開催する。

(部門)

第2条 市展に日本画・洋画・彫刻・工芸・書道・写真・版画の7部門を設け、各部門の展示作品は公募する。

(主催)

第3条 市展は三条市が主催する。

(役員)

第4条 市展に次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 運営委員 30人以内

(会長)

第5条 会長には三条市長があたる。

2 会長は市展を代表する。

(運営委員)

第6条 運営委員には次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 第2条に掲げる各部門に経験豊かな者
 - (2) 美術に関する学識経験のある者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、会長が適当と認める者
- 2 運営委員は会長の諮問に応じ本展の運営にあたる。
- 3 運営委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。
- 4 運営委員は第2条に規定する市展展示作品の公募には応募できないものとする。

(運営委員会)

第7条 市展の運営について必要な事項を定めるため運営委員全員による三条市美術展運営委員会を置く。

(顧問)

第8条 第4条に規定する役員のほか、会長は市展の充実、発展のため必要により顧問を委嘱することができる。

(審査員)

第9条 市展の審査員は運営委員の推せんにより会長が委嘱する。

(特別出品)

第10条 会長は第2条に掲げる各部門の秀でた者に市展への特別出品を委嘱することができる。

(表彰)

第11条 第2条に掲げる各部門ごとに次の賞を設けることができる。

- (1) 市展賞
- (2) 名誉市民賞又は優秀賞のいずれか
- (3) 奨励賞
- (4) 新潟日報美術振興賞
- (5) 三条美術協会賞

2 市展賞は市展の各部門ごとの最も優秀な作品と認められるものに授与することができる。

3 名誉市民賞又は優秀賞は各部門ごとに市展賞に準じた優秀な作品と認められるものに授与することができる。

4 奨励賞は市展の各部門ごとに優秀な作品に授与することができる。

5 新潟日報美術振興賞は各部門ごとに今後の発展、飛躍が期待できる作品に授与することができる。

6 第1項各号に掲げる賞のほか、市展の振興のため必要に応じて、臨時に記念賞等の他の賞を設けることができる。

(事務局)

第12条 市展の事務局は市民部生涯学習課におく。

(その他)

第13条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成17年5月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際、最初に委嘱する委員の任期は、第6条第3項本文の規定にかかわらず、委嘱の日から平成18年4月30日までとする。

附 則

この要綱は平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から実施する。